

令和3年度第1回 都留市都市計画審議会 会議録

1. 日 時：令和3年7月19日（月）午後2時から午後3時45分
2. 場 所：都留市役所 3階大会議室
3. 出席者：山本美正委員・日向美德委員・志村武彦委員・小俣哲夫委員・杉山肇委員・水岸富美男委員・舟窪弘委員・内山美恵子委員・三枝泰子委員・小俣政英委員・臼井久委員・亀澤泰隆委員・天野彰子委員・渡邊綾子委員・天野さやか委員・高根葉子委員・志村美貴代委員
4. 審議事項：(1) 景観形成基準不適合工作物の建築について
(2) 答申について

(進 行)

皆様こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日、進行役を務めさせていただきます、都留市役所建設課長の小俣でございます。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、また、コロナ渦の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本会議は、新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながらの開催となりますので、会議中の換気やできる限り短時間での会議にご協力いただきますようお願いいたします。

まず、はじめに、会議に先立ちましてお願いがございます。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモード設定のご配慮をお願いいたします。

続きまして資料の確認をお願いいたします。本日の資料は次第、委員名簿、開催通知時に送付した資料 1 の概要説明書、資料 2 の都留市移動通信用鉄塔等設置基準、資料 3 の都留市景観審議会説明書(案)となります。

それでは、お手元の次第に沿って進行させていただきます。

1 令和 3 年度第 1 回都市計画審議会

1. 開 会

(進 行)

本日、17名の委員にご出席いただいております、定足数を満たしておりますので、只今から令和 3 年度第 1 回都留市都市計画審議会を開会いたします。

2. 市長あいさつ

(進 行)

続きまして、堀内市長よりご挨拶申し上げます。

(市長)

令和3年度第1回都留市都市計画審議会の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は委員の皆様には、大変ご多忙のなかご出席を頂き、ありがとうございます。また、日頃より市政にご協力を頂き、深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの接種につきましてお話しさせていただきます。都留市では新型コロナウイルス感染症を抑制するため、希望される全ての方がワクチンを接種できるよう万全の接種体制を整備しております。多くの方にワクチンを接種していただくことが新型コロナウイルス拡大を抑制することにつながりますので、皆様には接種に際してご理解ご協力をいただくとともに、引き続き気を緩めずにマスクの着用、三密の回避、換気等の感染予防対策の徹底をお願いいたします。また、アフターコロナを見据え、コロナにより落ち込んでしまった地域経済の活性化、元気な都留市を取り戻すための経済活動についても検討してまいります。この苦難を乗り越えた先に明るい未来があると信じ、ともに考えてまいりましょう。

さて、本市では第6次長期総合計画に掲げる将来像である「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」の実現に向け、生涯活躍のまちつる事業や、セーフコミュニティー事業など様々な事業を展開しているところであります。

その中の施策の1つとして、「ふるさとへの誇りを醸成する景観づくり」を掲げており、昨年度、委員の皆様の審議をいただいたうえ、市の望ましい景観の姿と守るべきルールなどを定めた都留市景観計画を策定したところでございます。本日の審議案件はこの計画の規制の部分となります建築物等の行為の制限に関する事項となります。

本日はよろしく申し上げます。

3. 新委員紹介

(進行)

ありがとうございました。

続きまして、次第3、新委員の紹介をさせていただきます。人事異動等により

委員の変更がございましたので、新たに委員になった方々の紹介をさせていただきます。

～新委員紹介～

なお、本来であれば、新たに委員になられた方々へ市長から委嘱状を交付させていただくところでございますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、割愛させていただくことをご了承いただきますようお願いいたします。

ここで、新たに委員になられた方以外の委員をご紹介させていただきます。名簿順にお名前をお呼びいたします。

～名簿順に出席者の氏名を読み上げ～

4. 事務局紹介

(進 行)

続きまして、次第4、事務局の紹介をさせていただきます。

産業建設部長の山口、建設課長補佐の廣嶋、都市計画担当の勝俣、そして渡邊でございます。

また、本日の審議事項の事業者である、東京電力パワーグリッド株式会社の皆様も出席させていただきます。よろしく願いいたします。

5. 計画諮問について

(進 行)

続きまして、次第5、計画案諮問に入ります。

堀内市長、小俣会長、前にお願ひします。

(市 長)

審議会に対し諮問させていただきます。景観形成基準不適合工作物の建築について、都留市景観条例第18条第1項の規定に基づき審議会に諮問いたします。

詳細については、担当職員から説明がありますのでよろしく願ひします。

(進 行)

ありがとうございました。誠に申し訳ありませんが、市長は公務がございませ
るので、ここで退席させていただきます。

6. 議事

(進 行)

続きまして、次第6に進みますが、これから先の議事進行は、都市計画審議会
条例第7条第1項により会長が議長となり進めていただきたいと思います。

小俣会長お願いいたします。

(議 長)

みなさんこんにちは。

午後のお忙しい時間にもかかわらず、このように出席率の高い会議をさせて
いただきありがとうございます。

先ほど、市長から諮問がありました景観形成基準不適合工作物の建築について
審議に入ります。「景観形成基準不適合工作物の建築について」事務局の説明
を求めます。

(事務局)

改めまして、皆様こんにちは。

建設課の勝俣です。よろしく申し上げます。

私からは審議事項の概要について説明させていただきます。右上に資料1と
記載されている概要説明書をご覧ください。

審議理由としましては、東京電力パワーグリッド株式会社が計画する送電鉄
塔の建築において、鉄塔の高さが都留市景観計画の景観形成基準で定める高さ
30mを超えることから、その建築行為についてご意見を伺いするため都留市景
観条例第18条第1項に基づき審議会に諮問するものであります。

続いて事業概要について裏面をご覧ください。施工者は東京電力パワーグリ
ッド株式会社、施工場所は都留市大幡地内の大月市との境からつる五丁目地内
のゆいまーる都留、旧雇用促進住宅になりますがその付近の既設の鉄塔までと

なります。

事業内容は JR 東海からの供給依頼に基づくリニア中央新幹線の運転に必要な施設へ送電するための送電鉄塔の建築となります。建築する鉄塔数は 11 基で、内 6 基は建替えとなりまして、主に山林の中は新規で、街中は建替えとなります。鉄塔の高さにつきましては、55.2m～85.2mとなります。

施工の時期につきましては、今年の 12 月頃から基礎工事に入りまして、令和 7 年の 4 月頃の完成予定となっております。

本件につきましては、高さが基準外となっておりますが、それ以外の部分は市と事業者とで昨年度から協議を重ねておりまして、出来る限り景観に配慮するよう設計していただいております。その協議の結果、景観へ配慮された事項に関しましては、鉄塔建設位置は山の稜線を避け、既設の鉄塔との統廃合により鉄塔基数をできるだけ少なくすること。眺望や周辺の景観に配慮し、できるだけ目立たないような色彩にすること。反射を抑えるため、鋼材は亜鉛メッキ処理後に塗色すること。将来的には県道高畑谷村停車場線沿線にある既設鉄塔 38 基を撤去することなどがあります。

以上、概要説明となりますが、市の見解につきましては、東京電力パワーグリッド株式会社からの詳細説明及び質疑終了後、東京電力パワーグリッド株式会社に退席いただいた後、ご説明させていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

(議 長)

ありがとうございました。それでは続きまして、東京電力パワーグリッド株式会社からご説明をお願いします。

～資料 3 をもとに説明～

(議 長)

既設の No. 66 鉄塔の新規部分の上から 30m の部分は赤白二色に塗装するということか。航空法が改正されて、上から 30m の部分だけ赤白に塗装するなら、全体が赤白色では目立つので、既設鉄塔の下部分は赤白色からグレー色に塗替

えできないのか。

(東京電力パワーグリッド株式会社)

既設の No. 66 鉄塔は全体を赤白で塗装されているという対策が取られているが、平成 18 年に航空局と協議した結果で塗装したので、No. 66 の塗装について航空局と再度協議したいと思う。

(議 長)

ありがとうございました。それでは東京電力パワーグリッド株式会社の説明について皆様のご意見はありますでしょうか。

(委 員)

JR 東海から電気使用の申込みがあったのでとのことですが、使用したい分を確保するには新しく送電線を建てないとだめなのか、今ある送電線だけでは送れないのか。

建設工事について、新規で建設する場所は尾根に造られるようだが、基礎工事は切土になるのか盛土になるのか。工事場所は谷の一番上になるのでそこに盛土するとなると安全面に不安が生じる。

重機や資材の搬入路だが、地図を見ると林道しかないが森林を伐採して搬入路を設けるのかどうか。

(東京電力パワーグリッド株式会社)

JR から専用の送電線を作ってほしいとの要望があり、新規で送電線を建てることになった。

切土と盛土の関係ですが、鉄塔は盛土をした場所には建てません。

運搬ルートについては、道が無いところはモノレールで運ぶのでルート上の木は伐採します。

(委 員)

既設の鉄塔に新規の送電線を乗せると離隔が不十分になるので新規の送電線
を乗せられないのか、リニア用の鉄塔送電線を新規で建設してほしいとの要望
なのか。

(東京電力パワーグリッド株式会社)

既設の鉄塔に送電線を乗せることは技術的に難しい。また、既設のルートを活
用した工事をしていきたいと考えている。

(委 員)

新設ルートが接続されるが、将来的に No27 から境川の線路を撤去すること
になると思うが、撤去の期間はどれくらいと考えているのか。

(東京電力パワーグリッド株式会社)

No27 から境川の既設の送電線を撤去する計画を立ててはいるが、具体的な時
期は未定である。

(委 員)

鉄塔の最低高さは、上部と下部の高さを足した 53mということか。

(東京電力パワーグリッド株式会社)

その他に送電線の緩みの分が加算されます。そのため、高い地形があればその
分鉄塔は高くなります。

(委 員)

No30 鉄塔が 85.2mとなっているのは線下伐採を入れているのか。

(東京電力パワーグリッド株式会社)

伐採を抑制するために樹木の高さを 21.3mに設定している。その高さ以上だ
と伐採するという目安になり、地権者に説明しやすい。

(委 員)

線下伐採はしないのか。

(東京電力パワーグリッド株式会社)

送電線の下は全て伐採するわけではなく、21.3m以上の高さの樹木は伐採する必要があり、伐採が必要な樹木はあります。

(委 員)

伐採した木の処理方法はどのようなのか。

(東京電力パワーグリッド株式会社)

その場所に残置する。

(委 員)

早川町では流木が河川に流されたことがあり、それにより災害が発生した経緯があるが、傾斜地で伐採した木が河川に落ちた場合の被害を考えているのか。また、伐採したことで発生するかもしれない自然問題や野鳥問題についてどう感がいているのか。

(東京電力パワーグリッド株式会社)

貴重な樹木の移植などを行い、現場の状況をみながら管理していく。

(委 員)

鉄塔の基礎の形状はどのようなものか。

(東京電力パワーグリッド株式会社)

深層基礎と杭基礎の 2 種類ある。深層基礎は残土が生じるが、残土処理施設で処理するため山に盛土することはない。

(委員)

深層基礎工事とのことだが、現場に重機を運ぶのはモノレールなのか、ヘリコプターなのか。

(東京電力パワーグリッド株式会社)

モノレールとヘリコプターの両方ですが、ほとんどはモノレールです。

(委員)

残土の排出はモノレールなのか。

(東京電力パワーグリッド株式会社)

全てモノレールで排出する。

(委員)

伐採した木をモノレールで運べないのか。

(東京電力パワーグリッド株式会社)

今のところ持ち出しを考えていない。

(委員)

できれば放置するより処理してもらいたい。質問は以上です。

(委員)

鉄塔の色彩について、N4.5の実績はあるのか。鉄塔はなるべく目立たない色が良いと思われ、天候や背景によっても違ってくるし、遠くから見た場合と近くから見た場合でも違うと思う。N7.0に判断した理由は何か。

(東京電力パワーグリッド株式会社)

判断理由は先ほど説明させていただきましたが、他市の事例でも N7.0 が用いられ、塗色しない場合は N7.0 に近似した色であることから、鉄塔の色としては N7.0 が一般的に認識されている。

(委員)

送電線が 2 回線になることでとても大きな鉄塔ができると心配しているが、日本全体でみることの大きさの鉄塔は普通のことなのか。また、リニアに使う電力はどれくらいの容量になるのか。千葉房総で強風により鉄塔が倒れた事故があったが、本工事の設備基準は事故後の見直された基準なのか。

(東京電力パワーグリッド株式会社)

2 回線の施設は多くある。また、各回線の容量はほぼ同じである。電圧が高くなると離隔がもっと大きくなるので、鉄塔高さが 80m 級になる。2 年前の鉄塔倒壊を受け、法改正が行われた。法改正後の基準で設計している。

(議長)

ありがとうございました。

他にご質問が無いようなので、東京電力パワーグリッドさんにはご退席をお願いいたします。

東京電力パワーグリッドさんありがとうございました。

委員の皆様も活発なご質問ありがとうございました。

引き続きまして、本件に関して市の見解ということで事務局の方からご説明をいただきたいと思えます。

(事務局)

先ほど東京電力パワーグリッド株式会社から詳細な説明をいただいたところではありますが、景観の観点としましては設置位置ですとか、形や色、高さに配慮していただくことになっておりまして、その中でも高さについて特に基準を超えてしまっている内容となっております。まず、市の見解を説明する前に、景

観形成基準で鉄塔等の高さを30メートル以下としている経緯についてご説明させていただきます。

高さ30メートル以下としている基準は山梨県を始め、全国的にも多くの自治体で規定されております。これは既に全国的に普及している送電鉄塔に対するものというより、近年建築数が増えている携帯電話のアンテナであります。移動通信用鉄塔を主として定めているものとなっております。携帯電話のアンテナの場合、電波の送受信ができればよく、周りの建物や樹木より少し高い程度でよいことから30メートル以下とすることが可能となります。

一方、本件のような送電鉄塔の場合、先程、東京電力パワーグリッド株式会社から説明があった通り、山の木の高さなどから送電線の離隔を確保した上、送電線同士の離隔も確保しなければならないことから、どうしても高くなってしまい、基準外となってしまいます。

これらのことを踏まえた上で、市の見解を説明させていただきます。

本件鉄塔の建築は、リニア開業のために事業上必要不可欠であること。また、一般用の既設送電線とリニア用の送電線のそれぞれに鉄塔を建築するより、高さは高くなってしまいますが1つにまとめた方が、景観や自然環境上好ましいこと。さらに、これまでの協議により、高さ以外については、景観に配慮されていることから、特例としてやむを得ないと認めたいと考えております。

(議長)

今の見解につきまして、リニアの必要性和高さ以外は問題ないとのことですので、都留市の見解について皆様のご意見はありますでしょうか。

(委員)

4年弱で大規模な工事になると思われるが、多くの機材が大型トラックに乗せられて道路を通行することについて、景観形成基準に配慮した内容を協議する場ですので質問内容がずれてしまうが、搬入路について工事に伴う運搬で通学路に影響があるのか。影響があるなら、一般住民や学生の安全への配慮はどのように考えているのか教えていただきたいです。

(事務局)

いずれ地元の方々にはこれから説明をしていき、ご協力を得てから工事をし
ていくと東京電力パワーグリッド株式会社から伺っているので、通学路を通る
のかの具体的なことはまだ詰めておりません。ただ、資材を搬入するときは通学
の時間帯は避けることが大事になりますので、そのことは事務局へ伝えさせて
いただきます。

(議 長)

ありがとうございます。

安全面の配慮について追加していただきたい。

(委 員)

撤去する送電線の時期は未定とのことでしたが、ある程度約束させないとい
つになるかわからないので改めて話し合ってもらいたい。

(議 長)

撤去が未定について、ある程度目安を付けてほしいということです。

(委 員)

この審議会でも都留市の景観条例に照らし合わせて問題になるのが高さとのこ
とですが、今のような説明の中で今後は、やむを得ないから許可するというこ
の表現ではあやふやではないのか。リニアという公共事業というものに寄与す
るという表現で、やむを得ず許可するでは説明責任上難しい表現になるのでは
ないかと危惧している。今後一般的に公表するときに使う文言として検討して
いただきたい。

(議 長)

市の見解としては、やむを得ずとの言葉が入っているがどうなのか。

(事務局)

都留市の景観条例に、景観形成基準に適合するようにしなくてはならない。ただし、市長が審議会の意見を聞いたうえでやむを得ないと認めた場合はその限りではないとのことでこのような表現とさせていただいた。

(議 長)

リニアに寄与するためにということでのいいのか。

(事務局)

例外的に認めたことが常態化しないように表現に気を付けなさいとの指示と思われるが、景観条例には基準の順守があり、やむを得ないと認めた場合という文言が記載されており、だが条例上は聞いたところやむを得ないと認めますということはどうもやむを得ないので手続き上のものはあります。しかしながら、おっしゃっていただいた配慮に関しては言葉のところはもう一度会長と事務局で精査させていただき、これはすごく特別に認めたというニュアンスではなく、リニアというところがあるから普通は認めないが認めるというニュアンス的な言葉を、答申ができるように工夫させていただきます。

(議 長)

ありがとうございました。

その他、何かありますか。

なければ、安全面のこと、撤去が未定のままではなく見通しをつけてほしいこと、リニアに寄与する内容のことを含めて答申の内容に付け加える形を取らせてほしいと思います。賛成の方は挙手をお願いいたします。

～全員賛成～

(議 長)

ありがとうございました。

全員の賛成をいただきましたので市長の方から諮問がありました景観形成基準不適合工作物の建築については先ほど決定した内容と 3 つの意見を足して答申としていきたいと思っております。

議題 2 答申について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

本日審議いただきました件につきまして、後日、市長へ答申することとなります。本来であれば、委員の皆様全員から答申していただくところではありますが、コロナ禍でありますので、前回同様、委員全員ではなく、会長から市長へ答申したいと考えております。ご理解くださいますようお願いいたします。

(議長)

それでは答申については私の方からさせていただきます。ではそのような形で事務局よろしくをお願いします。

(進行)

小俣会長におかれては、議長を務めていただきありがとうございました。

続きまして議題 3 その他について委員の皆様から何かございますでしょうか。

(進行)

ないようですので事務局から説明を求めます。

(事務局)

事務局から、次回開催予定及び会議録のホームページへの掲載の 2 点について、説明させていただきます。

1 点目の次回開催予定につきましては、今年度から来年度にかけて改定する予定である「都留市都市計画マスタープラン」について、来年度の冬頃に審議していただきたいと考えております。都市計画マスタープランは、まちづくりの設計

図のようなもので、土地の利用の方法、美しいまちなみの形成、道路・公園・下水道の整備などについて、将来像を明確にし、その実現に向けての方針を定めるもので、市の都市計画の根幹となるものでありますので、よろしく申し上げます。

2点目としましては、本日、ご審議いただきました内容を会議録として市ホームページに掲載し、公表させていただきたいと考えております。なお、公表に当たり委員名簿は掲載するものとし、意見等発言者の名前は附さないものといたします。掲載について、ご理解くださいますようお願いいたします。

(進 行)

それではただいまの説明について質問等ございますでしょうか。

(進 行)

無いようですので、次回会議のご協力をお願いするとともに会議録の掲載についてご理解をいただきますようお願いいたします。以上で、令和3年度第1回都市計画審議会を閉会いたします。委員の皆様におかれましては長時間にわたりご審議頂き、ありがとうございました。